

第 122 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県立青年の家条例（昭和50年長崎県条例第35号）第 2 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎県立西彼青年の家	西海市西海町太田和郷4600-10 西彼青年の家施設運営協会 会長 渡邊 久範	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
長崎県立対馬青年の家	対馬市峰町三根1186番地 対馬青年の家施設運営協会 会長 糸瀬 英俊	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令 和 7 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項及び長崎県立青年の家条例第 5 条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。